

# 介護保険料のお知らせ

## 65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、村が策定する「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定め、3年ごとに見直すことになっています。

平成27年度からの保険料については、介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も同じく増加しているため、介護保険料基準額を前期より400円（基準額の第5段階）の値上げとなりましたが、給付費準備基金の繰入で、負担軽減を図っています。

### 保険料

		所得段階区分	割合	月額	年間保険料
軽減される方	第1段階	生活保護被保険者 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.5	2,250円	27,000円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.75	3,375円	40,500円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	0.75	3,375円	40,500円
	第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	0.9	4,050円	48,600円
基準額を支払う方	第5段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	1.0	4,500円	54,000円
割り増しされる方	第6段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	5,400円	64,800円
	第7段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	1.3	5,850円	70,200円
	第8段階	住民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	1.5	6,750円	81,000円
	第9段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上	1.7	7,650円	91,800円

## 《占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期計画）概要》

### 計画の役割

この計画は、占冠村に住む高齢者一人ひとりができる限り要介護状態にならずに、いきいきと暮らせること、また、もし要介護状態になっても、できる限り悪化を防ぎ自立した生活を送ることができるよう、人々が支え合う地域社会の実現を目指すための指針となるものです。

### 計画の基本理念『笑顔あふれ 心安らかに暮らせるむらへ』

占冠村に暮らす高齢者一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持ち、生きる喜びを実感しながら住み慣れた地域の中で地域社会の一員として暮らしていくむらづくりを進めていきます。

### 計画の基本目標

#### 目標とする高齢者像

- ・自分の楽しみや関心を持っている高齢者
- ・自分の役割を持っている高齢者
- ・健康で元気でいようと心がけている高齢者



高齢者が健康で生きがいを持って暮らすためには、「何かに取り組むこと」や「楽しみを持っていること」、「健康に気を付け、自立しようとしていること」などが必要です。元気で活動的な高齢者が増え、地域の力となるような取り組みを進めていきます。

また、支援や介護が必要になった場合でも、小規模多機能型居宅介護施設や占冠村社会福祉協議会、占冠村地域包括支援センターを利用し、自分らしい暮らしを続けながら、地域で生活できるような地域ケアの仕組みをつくり、高齢者が安心して暮らせる村づくりを進めます。

# 占冠村デイサービスセンターの 今後の利活用（用途）のお知らせ

占冠村小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」のオープンに伴い、デイサービスセンターは廃止し、用途を変更することになりました。

今後の用途について論議を重ねてきた結果、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

施設は一部改修が必要となりますが、今後、財源の確保や改修時期などについて内部検討を進めてまいります。改修までの間、原状のまま利用していただくこととなり、一部利用が制限されるなどご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 新施設の名称 占冠村保健福祉センター（平成27年4月1日から）
- 2 管理運営者 社会福祉法人占冠村社会福祉協議会
- 3 利用料金 無 料
- 4 利用時間 9時～17時（土日祝日を除く）
- 5 用 途（下記の用途のうち現状での利用が可能なものから利用）
  - ・ 社会福祉協議会主体イベントの場所（社協主催の高齢者等の事業等）
  - ・ 役場等で行っている小規模なイベント等（高齢者、ボランティア、学童保育等）
  - ・ いつでも誰でも足を運べる場所（幼児、世代交流の場、地域カフェ的な場所、月1回程度の福祉向け移動販売所、農家の野菜を高齢者等に向けて販売等）
  - ・ 小規模多機能施設との連携を持った場所（小規模多機能施設利用者がイベントやカフェで気軽に気分転換できる場所）

※本施設の愛称を行政の方で考えておりますが、愛称のアイデアがありましたら、4月15日までにご連絡ください。

## ■問い合わせ

保健福祉課福祉施設推進室 電話56-2122

## 子育て支援医療費助成 高校生まで拡大

平成27年4月から、子育て支援医療費助成事業の対象者が拡大されましたので、お知らせします。

〈対象者〉

中学生まで（15歳に到達する年度末まで）



高校生まで（18歳に到達する年度末まで）

※手続きのご案内が、担当より対象受給者へ通知されています。

詳細は担当までお問い合わせください。

## ■問い合わせ

保健福祉課国保医療担当 電話56-2122

## 住所変更する時などは、必ず届出を（原則として14日以内に）してください！

皆さんの住所などの必要事項を記録する住民票（住民基本台帳）は、様々な行政の基礎となるものであり、正確な記録がされなければなりません。

実際に住んでいる所が住民票と違うと、本来受けられるその町の住民サービス（例えば、国保加入、医療費の助成など）が受けられなくなりますので、変更があった場合には、必ず届出をされますようお願いいたします。

また、村内の異動について、転居届をされていない方も見受けられますが、住所に変更がなくても（例…字中央→字中央）、住宅の部屋番号などに変更があった場合には、必ず転居届を行うようお願いいたします。

住所変更などは原則として、住民（世帯主・世帯員）からの届出により把握することとされており、確実な住民サービスを提供するためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ■お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当 電話56-2123